

鹿沼市小規模工事契約希望者登録申請をなさる方へ

【一般的事項】

1 目 的

この登録制度は、鹿沼市が発注する小額で内容が軽易な建設工事及び建設工事に係る修繕（設計金額が50万円以下のもの。以下、「小規模工事」という。）について、本制度に登録することによって、「鹿沼市入札参加資格者名簿」（以下、「資格者名簿」という。）の建設工事業者として登録をしていない方でも見積り参加機会が得られ、受注機会の拡大を図るためのものです。

この登録申請をした方は、「鹿沼市小規模工事契約希望者登録者名簿」に記載され、本市が発注する小規模工事の際に、指名業者選定の対象となります。

なお、本制度の登録及び資格者名簿登録のいずれもない方は、見積り参加機会が得られませんのでご注意ください。

ただし、本制度の登録をもって、指名や契約を約束するものではありません。

2 登録者の資格

①鹿沼市内に主たる事業所を有し、資格者名簿に建設工事業者として登録をしていない方（適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません。）

※鹿沼市水道事業指定給水装置工事事業者及び鹿沼市下水道排水設備指定工事店の登録者で、小規模工事登録を希望される方も申請が必要です。

②成年被後見人でない方、被保佐人でない方及び破産者で復権を得ている方

③希望業種を履行するために資格、許可等を必要とするもので、その資格、許可等を有する方

④市税を滞納していない方

3 受付期間及び有効期間

定時受付

受付期間 令和4年3月1日（火）～令和4年3月15日（火）

登録期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間

※受付期間経過後でも、随時申請を受け付けます。

随時受付

受付期間 令和4年4月4日（月）から令和6年2月29日（木）

登録期間 登録日から令和6年3月31日まで。

4 契約者の決定方法

原則として複数の業者との見積競争により、最も低価な見積書を提出した方と契約することになります。

なお、見積りに指名されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず辞退届を提出してください。

5 請書

契約を締結することとなった場合は、発注課の指示により、原則、請書により契約し、契約保証金は免除します。

6 下請け等の禁止

契約の履行は、鹿沼市財務規則、鹿沼市建設工事執行規則、鹿沼市建設工事請負約款、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、自ら履行することを原則とし、丸投げ等の一括下請け及び市の認めた場合以外の下請けはできませんので、希望業種の範囲は、自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

7 請負代金支払時期

請負代金の支払は、履行完成後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。

支払期間は、正当な請求を受けた日から30日（建設工事請負契約は40日）以内です。

8 契約関係法の遵守

契約に関して談合等、独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはけません。登録業者が、業務に関して不正又は不誠実な行為を行った場合は、登録を取り消します。

9 登録者名簿への登載

登録者名簿への登載は、申請をした月の翌月1日（1日が閉庁日の場合は、次の開庁日）となります。

10 登録事項の変更

登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式第2号）を提出してください。

11 登録者名簿の公開

この登録者名簿は、庁内に公開するほか、契約制度の透明性向上のため一般に公開（閲覧）しますので、予めご承認のうえ申請してください。

12 制度内容のホームページへの掲載

本制度の内容については、鹿沼市ホームページにも掲載してありますのでご覧ください。なお、申請書類もダウンロードできます。

【申請書の書き方】

1 「住所又は所在地」

- ① 事業所の郵便番号、所在地を記入
- ② 個人事業主が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入

2 「商号又は名称」

- ① 法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入
- ② 個人等の場合は、通常使用している名称（商店名等）等を記入

3 「代表者職、氏名」

「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の職名を、個人事業主の場合は「代表」と記入

4 印鑑

- ① この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用することとなるものです。
- ② 法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業主の場合は実印を押印してください。（印鑑証明書を添付してください。）
なお、契約の締結や請負代金の請求に当たって実印以外の印を使用する場合は、使用印鑑届を提出してください。ただし、ゴム印等変形しやすいものは使用できません。

5 希望業種

- ① 工事等の区分ごとに5種以内としてください。その範囲であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するに当たって、法令の定めにより登録、許可又は免許等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請できません。
- ② 業種は簡潔かつ具体的に記入してください。登録、許可又は免許等を有する方は、その種類、名称等を希望業種欄の右欄に記入してください。
- ③ 建設業許可を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

※希望業種の記載例

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
その他工事又は修繕（上記に当てはまらないもの）

ここに記載した業種は一例です。さらに専門的業種を記載したい場合は、上記の記載例にある工種を記載し、その後に括弧書きで具体的に記入してください。なお、1枠に1業種のみ記入してください。

この制度について不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒322-8601

鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市役所行政経営部契約検査課契約係

TEL 0289(63)2278

FAX 0289(63)2273